

友だち募集中

全厚労では公式LINEアカウント開設中です



全厚労ニュース

全厚連 労働組合連合会
〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5
TEL 03-3874-3591
FAX 03-3874-3593
発行日 毎月20日
https://www.zenkouro.org/

「団結春闘」で誓ったベアへの思い!

24全厚労春闘討論集会 in 京都



児玉光青年委員長が団結ガンパローを音頭

24春闘討論集会が1月19〜20日。京都山科ホテル山楽にて2日間122名(内web参加9名)の参加で盛況にて開催されました。

24春闘では春の診療報酬改定率が本体プラス0.88%、薬価マイナス1.0%で決着し、そのうち0.61%を「看護職員、病院薬剤師その他医療関係職種について、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応」が決定しており、医療・介護従事者の悲願であったベアスアップの流れを作ってきた「賃上

全厚連への24春闘要請

2月16日中央執行委員会を22名参加にて開催し、あわせて大手町JAビルにて全厚連要請を行いました。

全厚労中執が一丸となってこの春闘の重要性について訴えました。地域の医療・介護を守る為にも今こそ医療、介護労働者の賃金底上げが重要であることを強調し、各道県厚生連が誠実かつ真摯に検討し賃上げについて実施するよう全厚連参事の力強いメッセージを各県に届けることを要請し、双方確認しました。



前田参事に要請する岩本中央執行委員長



活躍する青年委員

「能登半島地震被災カンパ」 青年コーヒーマスター財活に取り組み!

春闘討論集会では、全厚労青年委員会が被災地支援の一環としてコーヒーマスター財活に取り組みました。

「能登半島地震被災カンパ」の感想は作られたなど、散会では各県での問題点や悩み、春闘にかける意気込みなど活発に討論できました。そして、最重要課題である「賃上げ」を獲得することに全国一致団結して取り組むことを確認しました。

美味しいコーヒーマスターを飲みながら被災地支援が出来るということでした。今回の春闘討論集会は青年委員会を分科会として設定したこともあり、青年層の参加や初めての参加者が多いことが特徴でした。

労働組合用語集

労働組合活動では、多くの聞き慣れない言葉が出てきます。新たに組合活動に取り組みの方などを対象に今号から少しずつ組合用語を解説します。

春闘：労働組合が新年度の賃上げ要求等を中心として、全国規模で一斉に経営側と交渉を行うこと。1955年以来毎年春に行われる日本独特の共同闘争。「春季生活闘争」ともいわれる。

ストライキ：労働組合が行う争議行為の最も典型的な形態。労働組合が指令によって組合員に就労を拒否させる戦術。

ベア (ベースアップ)：春闘などにおいて、賃金表を上方に書き換えること。体系改定分。定昇は含まない。

ベアを勝ち取る24春闘を決起 西日本ブロック春闘討論集会在高知

全厚労春闘討論集會(1面)を経て、各県労組やブロックで要求討議が始まっています。全厚労として24春闘へ向け行った議員要請行動や、厚労・財務大臣への一言署名、厚労省交渉の取り組みが実り、診療報酬の本体部分の引き上げや、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施し、医療労働者の賃上げ(ベースアップ)に使うという文言を始めて記載させました。各県の奮闘で24春闘はベアを実現しましょう。

2月3〜4日にかけて西日本ブロックは春闘討論集會を高知市・土佐御苑で開催。この間では最多の75名が集まり、24春闘への各県の本気度が伝わります。開会のあいさつで開催県の由比智一高厚労執行委員長は「高知でも厳しい時期もあったが、全厚労やブロックの支援で乗り越えてきた。コロナが緩和され現地でこれだけの人数で開催できることをうれしく思う」と集會の成功を祈念。岩本一宏全厚労中央執行委員長からは「全厚労として各県の賃金を上げたいという思いで取り組んできたことが、12月の厚労大臣と財務大臣の折衝で実を結んだ。24春闘では全ての県でベースアップを勝ち取るよう大いに議論をしていただき」と活発な議論を呼びかけました。

基調講演は日本医労連から森田進書記長にお越しいただき「産別統一闘争とストライキ戦術について」のタイトルでお話頂きました。以下抜粋し紹介します。

ストライキは戦術議論して構えよう

初めに24春闘で何としても賃上げ・ベースアップを

勝ち取りたいと思えば、交渉だけでは変わらないんです。ストライキという労働組合特有の権利を掲げて交渉することが回答を引き出すために無くてはならないことだと思います。ただ、「ストライキありき論」や「ストライキ万能論」ではないし、医労連はそういう立場に立っていません。あくまでも回答を引き出すための手段として「戦術」という形にしています。ストライキを構えたいから何でも打ち抜くということではないということ。まずは先にお伝えしたいと思っています。

図A 争議行為とは

※労働関係調整法第7条「この法律において争議行為とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに対抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。」

※ストライキ(同盟罷業)・・・時限スト、全面スト、指名スト、など
医療の場合は10日前までの事前通告が必要 →公共交通機関も同様
ストライキを打つことが目的ではなく、回答を前進させるために戦術としてストライキを構える。そして、しっかり構えれば構えるほど、ストライキは回避できる。

※サボタージュ(怠業)・・・使用者の指揮・命令の一部に従わないなど、ただし、どのような指揮・命令に対してどのように従わないかの徹底が必要 → 人事課の導入時などに有効な例あり

※ピケティング(作業所閉鎖)

岩本委員長が言われたように24春闘は大幅賃上げができる情勢、取らなさいいけない情勢になっています。23春闘はストを配置して交渉を進めようと「大幅賃上げ元年」と題し、ストライキを背景に交渉を有利に進めるよう呼びかけ、スト実施組合は200を超えました。議論をしたけど医療や福祉の職場で患者や利用者に迷惑をかけたくないとスト配置ができない単組支部

もありましたが、それでよいと思っっています。議論をして初めて、「ストを構える大変さ」や「なぜ構えなきゃいけないのか」ということが組合員の中で話題になったと思いますし、翌年のスト配置に繋がった組織もあります。いい春闘議論になりましたし成果がたくさん出たと総括しています。

本気の準備と構えがスト回避にも繋がる
ストライキには、時限ストや全面スト、指名ストなどがあります。ストを構えたい場合は10日前までに自治体と政府に届け出る義務があります。ストを打つことが目的ではなく、回答を前進させるために戦術としてストを構えます。だけでも、しっかりと構えないとあまり効果がありません。組合が本気でストライキの準備をして、本気でストライキをやると思わせないと会側は恐れません。強く構えれば構えるほど、ストを打たずに解決する確率が高くなります。そこがポイントなんです。

3つの要素でスト決行を判断
ストを構え、打たなくてはいけなくなった時の判断は執行部に求められます。その時の判断基準は大まかにいうと図Bの3つだと思います。1つは回答の前進に繋がるかです。組合がベアを求めているのに会が出さないという回答を出し、

2月9日、三北ブロック1道4県29名の役員らが参加して、24春闘討論集會が新潟市内のホテルで開催されました。各組織の実態や課題を交流しながら、賃金・労働条件の大幅改善に向けた春闘前進への決意を固めました。

現場実態など、大幅賃上げの必要な春闘であることを確認しました。各県からの報告では、「定昇+ベア2.5%の賃上げ、雇員の時給アップと年間一時金4.3カ月の確保を始め、夜勤手当増額や忌引き休暇等の諸条件の改善を求めていく」(北海道)、「2度の事務折衝で、ベア春闘の決意を示してきた。6月まで引っ張っても闘っていく」と判断すれば恐れることなくストを決行することになっていくと思います。

すべての県でベア要求 闘い抜く意思統一へ

勝ち取りたいと思えば、交渉だけでは変わらないんです。ストライキという労働組合特有の権利を掲げて交渉することが回答を引き出すために無くてはならないことだと思います。ただ、「ストライキありき論」や「ストライキ万能論」ではないし、医労連はそういう立場に立っていません。あくまでも回答を引き出すための手段として「戦術」という形にしています。ストライキを構えたいから何でも打ち抜くということではないということ。まずは先にお伝えしたいと思っています。

本気の準備と構えがスト回避にも繋がる
ストライキには、時限ストや全面スト、指名ストなどがあります。ストを構えたい場合は10日前までに自治体と政府に届け出る義務があります。ストを打つことが目的ではなく、回答を前進させるために戦術としてストを構えます。だけでも、しっかりと構えないとあまり効果がありません。組合が本気でストライキの準備をして、本気でストライキをやると思わせないと会側は恐れません。強く構えれば構えるほど、ストを打たずに解決する確率が高くなります。そこがポイントなんです。

3つの要素でスト決行を判断
ストを構え、打たなくてはいけなくなった時の判断は執行部に求められます。その時の判断基準は大まかにいうと図Bの3つだと思います。1つは回答の前進に繋がるかです。組合がベアを求めているのに会が出さないという回答を出し、

2月9日、三北ブロック1道4県29名の役員らが参加して、24春闘討論集會が新潟市内のホテルで開催されました。各組織の実態や課題を交流しながら、賃金・労働条件の大幅改善に向けた春闘前進への決意を固めました。

現場実態など、大幅賃上げの必要な春闘であることを確認しました。各県からの報告では、「定昇+ベア2.5%の賃上げ、雇員の時給アップと年間一時金4.3カ月の確保を始め、夜勤手当増額や忌引き休暇等の諸条件の改善を求めていく」(北海道)、「2度の事務折衝で、ベア春闘の決意を示してきた。6月まで引っ張っても闘っていく」と判断すれば恐れることなくストを決行することになっていくと思います。

すべての県でベア要求 闘い抜く意思統一へ

図B ストライキ決行の判断に求められる要素

回答の前進につながる可能性があるかどうか
以降のたたかいは開く可能性があるかどうか
組合員の団結が強まるかどうか

3つの要素すべてを満たしていれば毅然とスト決行を判断すべき

一番気にしなければならないのは、「組合員の団結」であるが…、とにかく組合員はストを望んでいないなどと短絡的に捉えず、執行部がスト決行の判断とその闘争方針の説明と理解をしっかりと求めて団結を勝ち取る必要がある

次の労使交渉や組合の意思統一に良い影響があると判断すればストを打つべきだと思います。何よりも大切なのは3つ目の組合員の団結が守られ、団結が固まるかです。不団結を生むような経営に打撃だけを与えたいとか、一部の執行部だけで決めたストライキだとか、そういうこととはやってはいけません。組合員から否定的な意見が出ることもあります。その言葉に流されてもダメなんです。そのような状況を見極めながら、スト決行が組合員に受け入れられ、団結に繋がります。

頑張る仲間 各県この人

各県・現場で運動に、趣味に、仕事に頑張る人々を紹介するコーナーです。第192回は富山と三重にお願いしました。

富厚労からは書記次長の越川健人さんを紹介します。

越川さんは厚生連高岡病院で診療放射線技師として勤務しています。組合、職場ではよい兄貴的な存在でとても頼りになっています。

そんな越川さんですが、趣味はスタジアム巡りです。今年金沢に北陸初のサッカー専用スタジアムができるということで、Jリーグ3部に降格してしまいましたが、プロサッカーチームのツエーゲン金沢の試合を観戦しに行くのを楽しみにしているそうです。

アクティブな越川さんの今後の活躍が楽しみです。



富山 越川健人さん



三重 山野恵律子さん

三重県厚生連鈴鹿中央病院で勤務している看護師の山野恵律子です。入社して〇〇年になります(笑)。

今年度、全厚労看護委員と支部看護委員長を務めさせていただきます。

組合活動をするのはいつ以来なのかと記憶をたどっていくと、鳥羽で開催された全厚労の集会の夕食交流会に鈴中のよさいこチームで参加し、踊りを披露した時以来かなと思います。

三重では6月に看護学習会の開催を予定しています。看護の質の向上を目標として、仕事もプライベートも充実させていきたいと考えています。

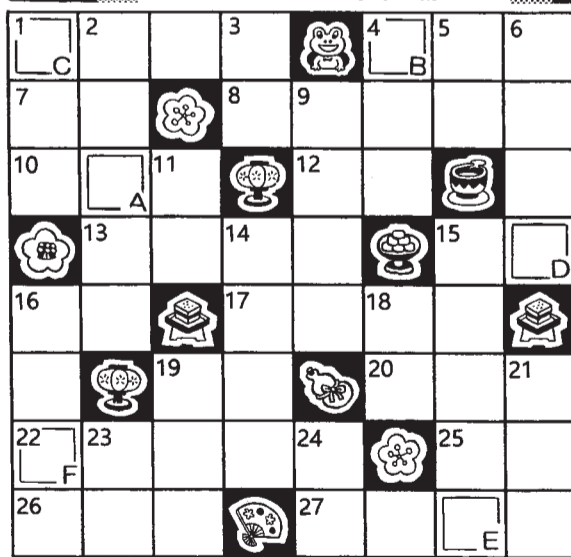
(全厚労公式LINEをアピールして頂いています)

当選者は3・8倍(クロスワード・聞かせて、読者の声計15名当選)でした。

- ヨコのカギ
- 1 3月5日、冬ごもりの虫が地上に出てくる日
- 4 勇ましい心。……凛凛
- 7 卒業……。入学……
- 8 プロジェクトやイベントの開始という意味も
- 10 77歳の祝い
- 12 県庁所在地は津市
- 13 うまい物を食べること
- 15 漢字の読みは音と……
- 16 太公望が見つめます
- 17 よもぎ葉を入れた餅
- 19 警察ドラマでは犯人
- 20 別名は赤なす
- 22 顔や動作などが、ある人によく似ていること
- 25 火の気。……厳禁
- 26 幼魚をセイゴ、フッコと呼ぶ出世魚
- 27 湯冷めしにくいです

クロスワード

出題▶モロズミ勝



【問題】二重ワクの文字を、A〜Fの順に並べてできる言葉は、なに？

- 1 タテのカギ
- 1 怒りを顔に表す。……
- 2 なんでもよく知っている人
- 3 歌川広重筆「……に雁(かり)」
- 4 行き先。……不明
- 5 ……心あれば水心
- 6 身分や品位が高い女性
- 7 野原で草花を摘むこと
- 8 油と脂肪のことです
- 9 風呂場。バスルーム
- 10 口から出まかせにしゃべること
- 11 春告げ鳥ともいいます
- 12 失敗は成功の……
- 13 魔女の乗り物
- 14 将棋で、歩が成った金
- 15 欠点。玉に……
- 16 海の水。……千狩り

読者の声

公式LINEアカウントに追加させて頂きました！宜しくお願いします。こちらからの応募はともスムーズです(M)皆さんもぜひご登録を！

情報収集も自分の声もダイレクトに！しかも、自分のタイミングで！全厚労は組合員の時間も大切にします(M) (HT)

岐阜でも「大臣への一言(署名)」が多く集まった。横浜での行進・署名活動でも多くの署名が集まり、看護、介護の現状を国・省庁に訴え続

小林美希さんの講演内容からは、共感できることが沢山ありました。白衣で街頭に出て訴える事の重要性を改めて感じ、これが診療報酬改定に繋がっていくことを望みます。(長野)

共感の輪を医療・介護に携わる方だけでなく多くの人に広げていきましょ(OD)

継続しますが、皆で力を合わせて頑張っていきたいです。LINEお友達登録しました！(愛知)

本場にそう思います。継続は力なりです。機会があれば是非参加して下さい。(岐阜)

自動車共済で家計負担見直し

物価高騰で家計の負担が大きくなっています。安さを実感できる医労連共済の自動車共済は、見積りをした方の半数が加入しています。家族のクルマも自動車共済にする方が多く、他保険の等級も引き継げます。保険の更新時期がくる前に、ぜひ一度お見積りください。



(加入者からのお手紙)

- ◆補償内容がシンプルで分かりやすく、掛金も安かったので加入しました。見積りも早く担当者の説明も充分でした。(トヨタ・アルファード)
- ◆もらい事故で情けないくらい等級が下がってしまい困っていたところ、自動車共済で驚くほど安い掛金になり、とても喜んでいました。(スズキ・ハスラー)
- ◆思い切って見積りを出したら掛金が安く、同じ等級を引き継げることが決め手となりました。見積りを希望して良かったです。(ホンダ・N-BOX)

全厚労ツイッター
職場の声を
つぶやき中!



読者の声、聞かせて・教えて、クロスワードはすべてQRコードよりスマホから投稿できます。氏名・住所・希望景品(図書カード又はクオカード)は必須事項です。

教宣部のつぶやき

震災や飛行機事故などつらい出来事ではまった新年でした。まずは亡くなった方々にお悔やみ申し上げます。また昨年の漢字は「税」であり、最良とはほど遠い状況ですが、今は後上昇するしかないと思ってしまう。世間ではベースアップによる賃上げが話題となっています。医療業界にもベースアップの波がくると良いですね。(OG)

「言いたい劇場」

小菅りや子

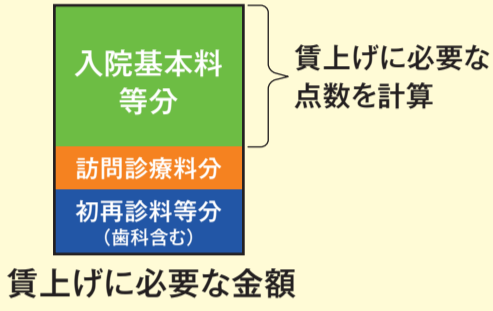


「賃上げ」評価の24診療報酬改定もしっかり活かして さらに物価高に負けない大幅賃上げ確保を目指そう

24年度の診療報酬改定では、これまで行われた改定とは違って、実施時期が2カ月延ばされて6月実施となったこと、他、「賃上げ」を目的とした報酬改定が組み込まれたことは、かつてない大きな変化に上げられます。診療報酬という「公定価格」に縛られた医療機関では、この内容によって収益や「働き方」への影響も出てきます。今号では当面分かっている範囲になりますが、「ベースアップ評価料」を中心に説明します。

2月14日、中央社会保険医療協議会（中医協）は、24年度の診療報酬改定案を答申しました。正式には3月上旬に改定内容が告示される予定になっています。今回改定の目玉とされるのが、「医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取り組み」として、「賃上げに向けた評価の新設」を行ったことです。その具体的な仕組みとして、提示されている内容（以下、外来等を行っている医療機関について）

病院及び歯科診療所（有床）



①初診料、再診料・外来診療料の引き上げ
若手の勤務医（40歳未満）や事務職員の賃上げに必要な財源を配分。
②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
外来・在宅医療を実施する医療機関（医科）

これら点数の積み上げで、最終的には「入院ベースアップ評価料」の算定によって、職員の賃上げに必要な金額を措置するというのが政府の説明です。入院ベースアップ評価料を算定するためには、施設基準（概要）として、
（1）入院基本料、特定保険料又は短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料1を除く）の届出を行っている医療機関。
（2）主として医療に従事する職員（医師・歯科医師を除く、以下、対象職員）が勤務している。

（3）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）か歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出を行っている。
（4）上記の評価料により算定される点数の見込みの10倍が、対象職員の給与総額の2・3%未満。
（5）入院ベースアップ評価料の点数は、見込みの数字を当てはめ、次の式により算出した【B】に基づいて、該当区分（1点〜165点を届け出ること）。

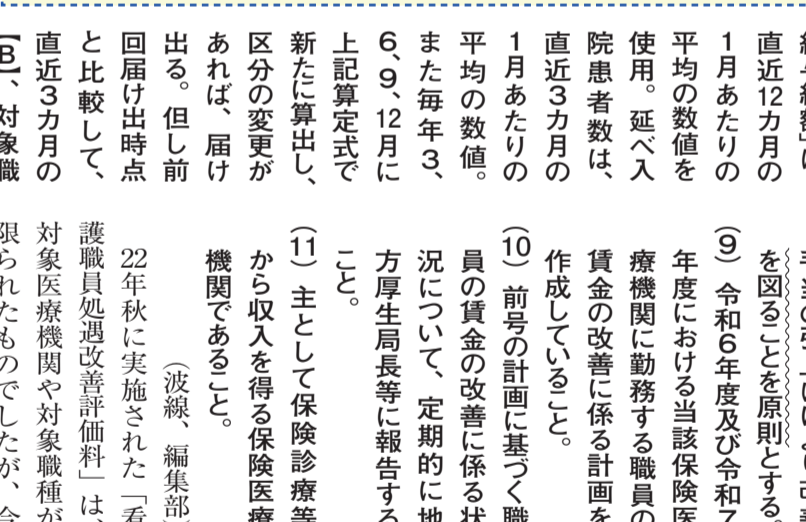
（6）（5）の「対象職員」の給与総額は、直近12カ月の1月あたりの平均の数値を使用。延べ入院患者数は、直近3カ月の1月あたりの平均の数値。また毎年3、6、9、12月に上記算定式で新たに算出し、区分の変更があれば、届ける。但し前回届け出時点と比較して、直近3カ月の【B】、対象職員（波線、編集部）の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の点数の見込み、延べ入院患者数のいずれの変化も1割以内の場合は、区分変更を行わない。

（7）当該評価料を算定する場合には、令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金（役員報酬を除く）の改善（定期昇給によるものを除く）を実施しなければならない。ただし、令和6年度において、翌年度の賃金の改善のために繰越を行う場合においてはこの限りではない。

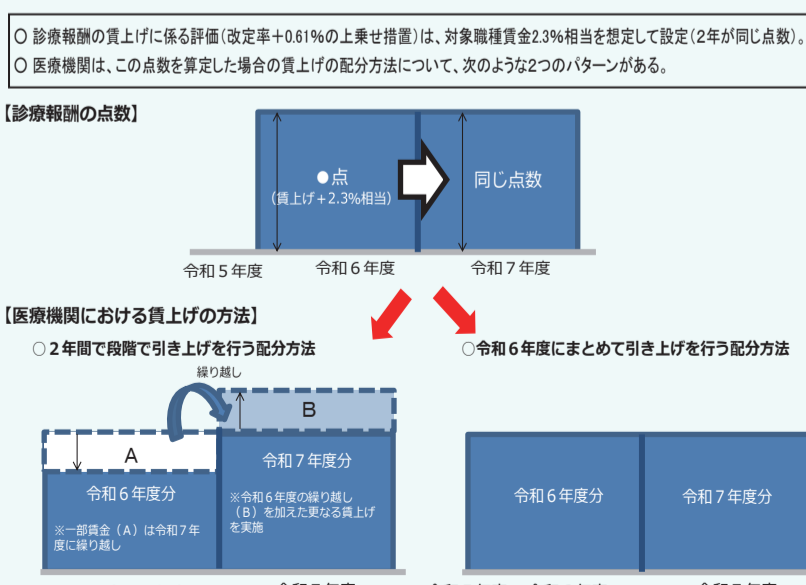
（8）（7）について、基本給手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で、基本給又は賞与の改善を毎月支払われること。当然、今回

（9）令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。
（10）前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。
（11）主として保険診療等から収入を得る保険医療機関であること。

$$[B] = \frac{\text{対象職員の給与総額} \times 2.3\% - (\text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み}) \times 10}{\text{当該保険医療機関の延べ入院患者数} \times 10}$$



診療報酬の賃上げに係る評価（改定率+0.61%による上乗せ措置）のイメージ



別表1（対象職種）

ア 薬剤師	イ 保健師	ウ 助産師
エ 看護師	オ 准看護師	カ 看護補助者
キ 理学療法士	ク 作業療法士	ケ 視能訓練士
コ 言語聴覚士	サ 義肢装具士	シ 歯科衛生士
ス 歯科技工士	セ 歯科業務補助者	
ソ 診療放射線技師	タ 診療工ックス線技師	
チ 臨床検査技師	ツ 衛生検査技師	
テ 臨床工学技士	ト 管理栄養士	
ナ 栄養士	ニ 精神保健福祉士	
ヌ 社会福祉士	ネ 介護福祉士	
ノ 保育士	ハ 救急救命士	
ヒ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師	ヘ 公認心理師	
フ 柔道整復師	マ 医師事務作業補助者	
ホ 診療情報管理士		
ミ その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）		

この診療報酬による引き上げ分だけでは、これまでの諸物価の高騰や他産業との賃金格差は正にも追いつくものではありません。経営者に対しては、報酬改定分の賃上げはしっかりと行われつつ、職場実態や現場の賃金要求に見合う大幅賃上げを目指していきましょう。